医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大

臣の指定する医薬品の一部を改正する件 新旧対照条文

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の

(傍線の部分は改正部分)

指定する医薬品(昭和三十六年厚生省告示第十八号)(抄)

七 (略))及びその製剤 ビピリジン]五イル)ベンゾニトリル(別名ペランパネル 	五 (略)	出の指定する医薬 十一号の規定に ・	改 正 後
チル―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(六 五―(オルト―フルオロフエニル)―一・三―ジヒドロ―一―メ	(新設)	眠剤以外の製剤を除く。 五 エヌ―フタリルグルタミン酸イミド及びその製剤。ただし、催	指定する医薬品の品質、有効性	

八~四十	
·	

略)

七~三十九 (略)

別名フルニトラゼパム)及びその製剤